

別表第2

費用負担基準

給付決定者世帯の階層区分			自己負担月額 (円)	負担加算額 (円)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯（所得割の額のない世帯）		2,250	230
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の課税世帯であって、その市町村所得割の年額が次の区分のいずれかに該当する世帯	3,000円以下	2,900	290
D 2		3,001円～5,800円	3,450	350
D 3		5,801円～8,700円	3,800	380
D 4		8,701円～13,000円	4,250	430
D 5		13,001円～17,400円	4,700	470
D 6		17,401円～22,400円	5,500	550
D 7		22,401円～28,200円	6,250	630
D 8		28,201円～58,400円	8,100	810
D 9		58,401円～75,000円	9,350	940
D 10		75,001円～96,600円	11,550	1,160
D 11		96,601円～121,800円	13,750	1,380
D 12		121,801円～175,500円	17,850	1,790
D 13		175,501円～221,100円	22,000	2,200
D 14		221,101円～380,800円	26,150	2,620
D 15		380,801円～549,000円	40,350	4,040

D16		549,001円～579,000円	42,500	4,250
D17		579,001円～700,900円	51,450	5,150
D18		700,901円～849,000円	61,250	6,130
D19		849,001円～1,041,100円	71,900	7,190
D20		1,041,001円以上	全額	自己負担額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円とする。

備考

1 自己負担月額の特例

- (1) A階層以外の階層に属する世帯のうち、同一月内に2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合においては、その月の自己負担月額が最も高額となる児童にあっては、この表に定める自己負担月額により、それ以外の児童にあっては負担加算額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないときは、自己負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、児童本人につき、扶養義務者に準じて自己負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、用具を受給する児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「世帯」とは、児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。父が病気治療のため入院している場合、父の仕事の都合上当該児童と別居している場合等であってもその

父は当該児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）その他の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と生計を一にしない扶養義務者については、現に当該児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、次の（ア）から（ウ）までの法律に基づき計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）とする。

（ア）所得税法（昭和40年法律第33号）

（イ）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（ウ）災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）

（3）認定の基準

ア 「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく再計算は行わない取扱いを原則とする。

イ 生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支給給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条の規定による免除をいう。以下同じ。）の有無をもって、認定の基準とする。

（4）費用負担基準の適用時期

この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 費用負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘

案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

4 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生労働事務次官通知）第4の保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層に属する世帯のうち特に困窮していると市長が認めたものについては、A階層に属する世帯と同様の取扱いとする。